



一般質問発言通告書

令和 4 年 6 月 3 日
午後 2 時 30 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 4 年 6 月 3 日

つくば市議会議員 様

つくば市議会議員 あさのえくこ

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 つくば市における営農型太陽光発電の現況と課題	<p>農地の上部に太陽光パネルを取り付けて農地の立体的利用を図る、「ソーラーシェアリング」については、つくば市でも順調に事業を進める農家がある一方で、収量の確保、事業進捗の確認方法など課題も多く指摘されています。</p> <p>つくば・市民ネットワークではこれまで大規模ソーラーシェアリングの問題を指摘してまいりましたが、今回、現況と現在の課題について整理することを目的として、以下伺います。</p> <p>(1) 現在つくば市内で認可されているソーラーシェアリングの状況（地区ごとの件数、面積、作物）</p> <p>(2) 毎年2月に事業者から受ける「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況の報告」について</p> <p>ア だれが、どのような書類や根拠となる記録を確認するのか。また、現地確認の実施状況</p> <p>イ 確認結果の事業者への報告</p> <p>ウ 改善すべき点がある場合の改善結果確認の実施状況</p> <p>(3) 2020年に改正されたいわゆる「再エネ特措法」で義務付けられた、太陽光パネル及び支柱の廃棄等のための費用積み立て制度の概要</p>	副市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 52 条編注 1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。

質 問 事 項	要 旨	答 弁 者
<p>2 つくばスーパーサイエンスシティ構想における個人情報管理手法について</p>	<p>2022年3月につくば市は国家戦略特別区域諮問会議により「スーパーシティ」として指定されました。医療・行政など各分野にわたる事業計画が発表されていますが、その共通する目的は、民間が事業をしやすくするための「規制緩和」でありパーソナルデータ（個人情報）の利用です。この個人情報管理の手法について、従来つくば市はスマートシティ倫理原則に則って行うとしてきましたが、今回新たに「つくばPIAモデルの実施」が掲げられました。そこで、以下伺います。</p> <p>(1) つくばスマートシティ倫理原則及びスマートシティ倫理チェックリストについて ア つくばスマートシティ倫理原則の位置付け イ つくばスマートシティ倫理チェックリストの作成意図および今後の使用予定 ウ これまで使用した事業及び利用者からの意見</p> <p>(2) PIA（プライバシー影響評価）とスマートシティ倫理チェックリストとの関係</p>	<p>市長 担当部長</p>
<p>3 市内県立高校の状況および中学生への情報提供について</p>	<p>若年人口が増加しているつくば市では、高校、とりわけ県立高校不足がここ数年話題となっています。そこで、以下伺います。</p> <p>(1) 2023年度の市内県立高校の定員数等の状況、および中学校等卒業予定者の数 (2) 現在の小学1年生の人数 (3) 市長公約事業番号39にある「県立・私立高校の誘致に向けた県や私立学校への働きかけ」の進捗状況 (4) 中学校・義務教育学校後期課程における中学生、保護者に対する進路についての説明状況 ア 校内での県立高校、私立高校の説明会実施状況 イ 夏休みに行われる高校のオープンスクール参加までに学校として行っている指導、助言 ウ 進路指導担当者等による高校訪問の実施状況 (5) 不登校や欠席がちな生徒及び保護者への進路情報の提供、進路希望の確認状況</p>	<p>市長 教育長 担当部長</p>